

第六回国会 電気通信委員會議録 第三号

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日) 午後二時二十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事高塩 三郎君

理事中村 純一君 理事橋本 登美三郎君

理事松本 善壽君 理事受田 新吉君

理事椎熊 三郎君 理事江崎 一治君

理事 渉香 忠雄君 庄司 一郎君

中馬 辰猪君 降旗 徳弥君

田島 ひで君

出席國務大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員 尾形六郎兵衛君

電気通信政務次官 尾形六郎兵衛君

委員外の出席者

議員 風間 啓吉君

議員 水谷 昇君

議員 浦口 鉄男君

議員 中野 四郎君

電気通信監 山下知二郎君

電気通信技官 平井 始君

専門員 吉田 弘苗君

十一月九日

委員多武良哲三君辞任につき、その補欠として井上信貴男君が議長の名で委員に選任された。

十一月十八日

警察用電話等の処理に関する法律案(内閣提出第四〇号)(予)

同月十二日

鈴鹿市の電話交換方式改善に関する請願(水谷昇君紹介)(第一七六号)

同月十五日

第一類第十四号 電気通信委員會議録第三号 昭和二十四年十一月二十二日

宮崎電話局の復旧並びに自動式電話機設置の請願(川野芳滿君紹介)(第三七四号)

同月十七日

国際無線通信士の待遇改善に関する請願(田淵光一君紹介)(第五二二号)

同(加藤充君紹介)(第五二二号)

同(松澤兼人君紹介)(第六三七号)

同一市内の市外電話地区改善に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第四九九号)

ラジオ受信機の販売修理に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第六四〇号)

私設電話に関する請願(中村純一君外二名紹介)(第六九六号)

川崎市内の電話交換方式改善に関する請願(白井佐吉君紹介)(第八一〇号)

同月十九日

佐渡ヶ島、本土間に無線電話架設の請願(風間啓吉君紹介)(第九二四号)

都城、宮崎市間電話地下ケーブル線敷設の請願(淵通義君外四名紹介)(第一〇〇九号)

仙台電話局に自動電話交換機設置の請願(庄司一郎君紹介)(第一〇三五号)

帯広、札幌間電話回線施設増加促進に関する請願(高倉定助君紹介)(第一〇五八号)

東北地方の無線通信施設拡充整備の請願(小笠原八十美君紹介)(第一一四四号)

同(賀康治君外一名紹介)(第一一四八号)

八 私設電話に関する請願(中村

電波法案撤回の請願(田島ひで君外一名紹介)(第一一八四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十四日

大村市に海技、無線通信短期養成機關設置の陳情書(長崎県水産業会長田中恕一外四名)(第一四二二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

警察用電話等の処理に関する法律案(内閣提出第四〇号)(予)

請願

一 鈴鹿市の電話交換方式改善に関する請願(水谷昇君紹介)(第一七六号)

二 宮崎電話局の復旧並びに自動式電話機設置の請願(川野芳滿君紹介)(第三七四号)

三 同一市内の市外電話地区改善に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第四九九号)

四 国際無線通信士の待遇改善に関する請願(田淵光一君紹介)(第五二二号)

五 同(加藤充君紹介)(第五二二号)

六 同(松澤兼人君紹介)(第六三七号)

七 ラジオ受信機の販売修理に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第六四〇号)

八 私設電話に関する請願(中村

純一君外二名紹介)(第六九六号)

九 川崎市内の電話交換方式改善に関する請願(白井佐吉君紹介)(第八一〇号)

一〇 佐渡ヶ島、本土間に無線電話架設の請願(風間啓吉君紹介)(第九二四号)

一一 都城、宮崎市間電話地下ケーブル線施設の請願(淵通義君外四名紹介)(第一〇〇九号)

一二 仙台電話局に自動電話交換機設置の請願(庄司一郎君紹介)(第一〇三五号)

一三 帯広、札幌間電話回線施設増加促進に関する請願(高倉定助君紹介)(第一〇五八号)

一四 東北地方の無線通信施設拡充整備の請願(小笠原八十美君紹介)(第一一四四号)

一五 碧南市に電話局設置促進の請願(千賀康治君外一名紹介)(第一一四八号)

一六 電波法案撤回の請願(田島ひで君外一名紹介)(第一一八四号)

○辻委員長 これより会議を開きます

まづ本委員会に付託になりました請願十六件の審査に入りたいと存じます

が、日程は紹介議員の御出席の御都合もあり、委員長において適宜変更いたしますから御諒承願います。また紹介

議員のお見えになりません請願につきましては、先例により委員の方にかわつてその趣旨を説明していただくことも、あらかじめ御諒承を得ておきます。

では日程第一、鈴鹿市の電話交換方式改善に関する請願、水谷昇君紹介、文書表第一七六号を議題とし、紹介議員の説明を求めます。

○水谷昇君 三重県鈴鹿市は市制実施以来着々として整備されていますが、通信機関、ことに電話は、はなはだ不便であります。すなわち市内通話は、神戸、白子、若松、鈴鹿、楠井、田川の各郵便局に区分され、同一市内でありながら、通話に数十分ないし数時間を要する現状であります。つきましては鈴鹿電気通信学園の設置を機会に、その自動交換機の施設を利用開放いたして、市内を一丸とする自動交換方式に改善いたしていただきたいというのが、本請願の要旨であります。

○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 鈴鹿市内の電話通話、状態改善につきましては考慮中でございますが、加入区域及び交換方法変更は多額の資金、資料を必要といたしまして、早急実現は困難であります。が、通話状態改善につきましては出来る限り努力いたしたいと存じます。

○辻委員長 次に日程第一五、碧南市に電話局設置促進の請願、千賀康治君外一名紹介、文書表第一一四八号を議

事

議

事

議

事

議

事

議

事

議

事

議

事

議

事

議

事

議

題とし、紹介議員の説明を求めます。

○中野四郎君 当市の神経系統であります通信施設は、既有的の碧南の電報電話局と新川電報電話局とが分離せられたままでありまして、いずれも設備は旧態依然として考朽であります。新生の息吹きであります市勢とはおおよそ対蹠的で、本年八月この庁舎敷地千五百坪の寄付採納を願う御届をいたし、なお国会にも諸願いたしてありますので、通過の可能性は十二分にあると存じます。

○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 当局におきましてはこの件につきましては、実現に努力中でありまして、本件は多額の資材、資金を要するところ、終戦後毎年度予算は極度に圧縮されるため、都市の発展に即応し得ないことはまことに遺憾であります。でき得る限り実現し得るよう、将来とも努力したいと存じます。

○山下説明員 資材の面におきましては、やや潤沢になつて参つたのでありますが、資金関係におきまして隘路があるものであります。従いまして最初の計画を縮小いたしましたのでありますが、来年度におきましては極力努力いたしているものであります。ただいま接衝中でありまして、今後とも資金の獲得に御指導と御援助を願いたいと存じます。

○辻委員長 次に日程第一〇、佐渡ヶ島、本土間に無線電話架設の請願、風間啓吉君紹介、文書表第九二四号を議題としたし、紹介議員の説明を求めます。

○風間啓吉君 佐渡ヶ島は日本海の孤

島で、常に本土と隔絶し、わずかに不便な海上輸送、海底電信電話機によつてのみ、辛うじてその連絡を保ち得る実情であります。冬季間は自然欠航と海上遮断を余儀なくせられ、また海底線中電信電話回線はいづれも老朽の極に達しまして、現に去る四月下旬には前記三線とも切断せられる等の事例さえあるものでございます。つきましてはすみやかに佐渡と本土とを連絡する無線電信電話の架設を実現するようお願いしたいというのであります。

○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 本件につきましては、佐渡と本土間の連絡の幅狭きはなはだしいので、佐渡と本土間の超短波無線電話による連絡を計画いたしました。二十四年度予算において成立を見ており、今年度内に工事着手することとなつていられるので、来年度上半期中に使用し得られますから、御請願の趣旨に沿ふことと思ひます。

○辻委員長 次に日程第七、ラジオ受信機の販売修理に関する請願、浦口鉄男君紹介、文書表第六四〇号を議題としたし、紹介議員の説明を求めます。

○浦口鉄男君 放送法第八條によりますと、日本放送協会に放送用受信機の販売、修理を許すことになつておりますが、これは既存業者に対し多大の影響を与えるものであり、また一般放送会社も販売、修理の附帯事業を何らの制限もなく営むことになつておりますが、これは大企業の独占的専業となり、中小業者に致命的打撃を与えるものであります。つきましては、同法案を改正していただきたいというのであ

ります。○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 目下放送法案については準備中でありまして、その案としては準備中でありまして、その案として指定した場所の修理いたしますように規定したしてをります。なるべく業者を圧迫しないよう、自由に行わせる様に努力したいと思つてをります。

○辻委員長 次に日程第二、仙台電

話局に自動電話交換機設置の請願、庄司一郎君紹介、文書表第一〇三五号を議題としたし、紹介議員の説明を求めます。

○庄司委員 仙台電話局建築物の一角は、米進駐軍がお使いになつて居るため、電話設備の復興いまだ戦前架設数にも及ばず、未開通干、新設申込み五百を数えるに及ばず、建築物狭小にして、自動交換機設備以外には、増設を可能ならしめる方法はありません。幸い今般電氣通信省におきまして、目下全国重要都市に対する自動交換機設置の承認を与えつつあるように聞いておりますが、仙台市にこれが設置方御承認あらんことをお願いいたしま

○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 二十五年度を目途としたしまして、今年度はこれに要する局舎改修工事中であり、自動式改式については、二十五年度予算案に計上いたしました。実現方努力中でありまして、

○辻委員長 次に日程第二、宮崎電話

局の復旧並びに自動式電話機設置の請願、川野芳滿君紹介、文書表第三七四号を議題としたし、紹介議員がお見えになりましたから、かわつて飯塚定輔君に説明をお願いします。

○飯塚委員 それでは私が紹介議員にかかりまして、簡単にこの請願の要旨を述べます。すなわち宮崎電話局の復旧は、昨年一部完成したばかりで、いまだその通信機能はほとんど停止されているため、県民の不便は莫大なるものがあります。ついでには宮崎電話局の復旧を促進するとともに、この際自動式電話機をも設置されたいというのであります。何とぞ政府の御努力をお願いしたいと存する次第であります。

○辻委員長 これに対する政府の意見を求めます。

○尾形政府委員 本件については二十五年実地を目途とし、今年度局舎新築工事に着手し、自動改式については二十五年年度予算案に計上突施するよう努力中でありまして。

○辻委員長 次に日程第八、私設電話に関する請願、中村純一君外二名紹介、文書表第六九六号を議題としたし、紹介議員の説明を求めます。

○中村(純一)委員 要旨を申し上げます。私設電話は戦前ほとんど自由に設置できましたが、戦中はこれが統制されて、終戦後引続き官の統制下にありますので、これは民間業者の自由競争によるコスト引下げ設置の迅速性等のサービスと反し、円滑なる通信が阻害されている現状であります。これを改善するためには、電氣通信省は総括するにどめ、個々の運営は民間にまかせられる方法が最善と思われま

で、右実現方努力をお願いいたします。

○小澤國務大臣 一般の私設電話については、私設電話規則により、電氣通信省としては単なる監督のみにとどめられ、今後もできるだけ民間の自由にかまされる方針であります。本請願にいう私設電話とは、電話規則にいういわゆる増設電話をさしたものとと思われ。公衆通信系に直接接続する増設電話については、戦時中に設立された日本電話設備株式会社により、その建設及び保守工事はほとんど一手に行かせておりましたが、増設電話は公衆通信の一部として電氣通信省において、これを運営すべきであり、かつ増設電話施設の良否は、公衆通信に重大な影響を及ぼすものである。政府の直営方針が確立され、すでに昨年六月、新設工事は電氣通信省に移され、さらに保守工事についても近く電氣通信省に統合される予定となつてをります。

○平井説明員 なお直営に伴う予算について申し上げますと、増設電話はすべて電設会社に所屬しておつたものではなく、増設電話中、甲増と称するもののみが電設会社に屬しておつたのであります。今年中に甲増は直営方針が決定し、今年中に十、来年度中に二十万を買取する予定であります。しかしながらこれによりましても独立採算制は十分堅持いたして参る所存でございます。

○辻委員長 次に日程第一六、電波法案撤回の請願、田島ひで君外一名紹介、文書表第一一八四号を議題としたし

○江崎(一)委員 本請願の要旨を申し

上げますと、今国会に上程される電波法案は、海難と労働不安を増大し、無線通信労働者の生活権をばく奪するのみならず、警察力強化に一般無線局を利用しようとする不当なものであるから、該法案を撤回されたいというのであります。

○小澤國務大臣 電波法案はまだ提出されておられませんので、撤回せよとの御趣旨については何とも申し上げられません。

○辻委員長 大臣がお見えになりましたので、請願は一時中止し、去る十八日予備審査のため本委員会に付託になりました警察用電話等の処理に関する法律案を議題とし、審査を進めます。まづ本案の趣旨について説明を求めます。

警察用電話等の処理に関する法律案

警察用電話等の処理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、警察用有線電気通信設備(消防の用に供するものを含む。以下同じ)の整備を図るため、地方公共団体が所有する警察用有線電気通信設備等を国が譲り受けることを目的とする。

(譲渡する設備等の範囲)

第二条 地方公共団体は、この法律施行の際その所有する警察用有線電気通信設備であつて、公衆電気通信系に併合して使用することのできるもののうち左に掲げるものと並びにその建設、保守に充てるため所有する機器及び素材を国に譲

り渡すものとする。

- 一 同一の建造物内又は構内に終始する線路以外の線路
- 二 交換機に接続され、且つ、その交換機と同一の建造物内又は構内にある電話機及び同一の建造物内又は構内に終始する線路に接続する電話機以外の電話機(附属物品を含む。)

三 搬送装置

2 国は、前項の規定により警察用有線電気通信設備、機器及び素材を譲り受けた場合には、この法律に定めるところに従い、代価を支払わなければならない。但し、同一電話加入区域内又は同一自治体警察の管轄区域内に終始する線路及びこれに接続する電話機については、この限りでない。

(警察用有線電気通信設備評価審議会)

第三条 前条の規定により国に譲り渡す警察用有線電気通信設備、機器及び素材の代価を決定するため、電気通信省に警察用有線電気通信設備評価審議会(以下「評価審議会」という。)を置く。

2 評価審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。

3 委員は、左に掲げる者につき電気通信大臣が任命する。

- 一 電気通信省の職員 二人
 - 二 大蔵省の職員 一人
 - 三 国家公安委員会の委員又は国家地方警察本部の職員 二人
 - 四 地方自治委員又は地方自治庁の職員 二人
- 4 委員長は、電気通信大臣をもつて充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 評価審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 評価審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代価の決定)

第四条 第二条の規定により国が譲り受ける警察用有線電気通信設備の代価は、この法律施行の日における創設費からその耐用年数により算出した減価部分を控除した額を基準とし、その設備の利用できる程度を参し、よくして評価審議会で定める額とする。

2 第二条の規定により国が譲り受ける機器及び素材の代価は、統制額の定のあるものについてはこの法律施行の日における統制額、統制額の定のないものについてはその日における市場価格を基準として評価審議会が定める額とする。

(支払方法及び利子)

第五条 国は、第二条第二項に規定する代価として、昭和二十五年から毎年、前条の規定により評価審議会が定める額の五分の一を下らない額を支払うものとする。

2 第二条第二項に規定する代価については、譲渡の日から未払部分に対し年五分の率による利子を附けるものとする。

(譲渡の時期)

第六条 第二条の規定による譲渡は、この法律施行後六箇月以内に完了しなければならない。

(設備料の徴収免除)

第七条 国は、第二条の規定により譲り受けた電話設備のうち、同条第二項但書に該当するものを、その所在する場所において、市内専用電話の回線(これに接続する機器を含む)として使用する場合において、その設備料を徴収することができない。

第八条 国は、地方公共団体の所有する警察用有線電気通信設備を使用してこの法律施行の際現に行われている警察のための通信業務が中断しないように、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会に電気通信設備を専用させなければならない。

第九条 国は、前条に規定するものの外、何時でも、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の申出により、警察の目的を達するのに必要な電気通信設備を、これらに専用させなければならない。但し、警察の用に充てることができる電気通信設備がない場合及び予算上電気通信設備の専用に關する料金の支払ができない場合は、この限りでない。

2 国は、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の承認がなければ、これらが専用する電気通信設備について、その専用を取り消し、又は停止することができない。但し、専用に關する料金の支払の遅滞があつた場合においては、国家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会は、料金支払

のために必要な措置をとらない限り、専用の取消又は停止を承認しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定は、この法律施行後六箇月を経過した日にその効力を失う。

○小澤國務大臣 今回政府より提出いたしました警察電話等の処理に関する法律に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。最初本法案提出の経緯について御説明いたします。警察制度の全面的改正に伴いまして、国家地方警察及び地方自治体警察の電気通信施設を、急速に整備強化する必要があるとされたので、あわせて各般の電気通信施設及び資金、資財を経済的に、最も有効に使用するために、警察事務用有線電気通信設備を電気通信省に移管することにつきまして、昭和二十三年初頭以来、関係者間で協議を重ねて参つたのであります。警察用通信施設の大半は、都道府県所有の財産であります。關係上、その移管には法的及び予算的措置を講ずることが必要となり、昭和二十三年六月閣議決定をもちまして、移管の方針を定めたのであります。すなわち警察用有線電気通信設備の建設、保守は、これを電気通信省に移し、電気通信省及び警察の現有有線電気施設の総合的利用をはかることも、警察通信の整備は、この有線施設を共幹として、所要の通信網を構成することとし、無線施設は原則として有線施設の補助手段として、これが整備

は警察側において当ることとしたのであります。さらに現存する警察用有線電気通信設備は、屋内交換装置を除き、これを電気通信省に移管し、警察事務用として新たに専用回線が必要とする区間は、電気通信省の施設によることとし、専用回線を利用することができない場合の警察通信は、電気通信省施設の優先の利用によることとしたのであります。

この閣議決定に基きまして、中央及び地方に關係官庁の職員よりなる協議会を設けて、具体的な移管の実施方法を協議しました結果、とりあえず実施可能な仮移管を行うことになりました。昭和二十三年七月、当時の逓信大臣と国家公安委員会との間に、仮移管の協定が成立したのであります。

この協定によりまして、同年八月一日仮移管が行われ、これらの警察用有線電気通信設備の維持、管理は、電気通信省が行い、同日から電気通信省がその建設、保守の責任を負うことになったのであります。この仮移管によりまして電気通信省に移管された電話回線は、市内専用が八千八百十八回線、市外専用が四千八百三十回線でありました。

次に、今回提出いたしました法律案の要点を申し述べます。
一、まず買収の対象となるものは、屋内交換設備を除いた有線電気通信設備と、その機器、素材でありまして、この対象外のものは、警察側で建設、保守することになつてゐるのであります。地方自治体警察の中で、みづから建設、保守を困難とするものにつきましては、希望により電気通信省が、その委託に応ずるよう措置いたしましたのであります。

二、買収価格の決定にあつては、国家公安委員会の委員、地方自治委員及び關係官庁の職員をもつて組織する評価審議会を設けることとして、評価の公正を期してゐるのであります。この審議会で決定した代価は、昭和二十五年から毎年、その五分の一以上を電気通信省から所有者に支払うとともに、支払未済分には利子を付して、地方財政の負担軽減をはかることとしたのであります。

三、また設備の移管に際しましては、警察通信を中断しないことを保証し、さらに将来におきましても、電気通信省が一方的に専用の取消しや停止をしないことを規定する一方、専用者側においても専用料金の支払いについては、必要な措置をとるべき旨を規定した次第であります。繰返して申し上げるまでもなく、この法案の目的とするところは、警察通信施設の整備強化と、通信資材の経済的使用、すなわち警察通信設備を電気通信省の手により整備した上、警察通信のために、よりよきサービスを提供するにありまして、新しい警察制度の完成に重要な意義を持つものであります。

以上をもちまして、本法案の概要及び提案の理由を御説明いたしました。十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○辻委員長 此の際お諮りいたしました。本法案によりまして、国が移譲を受ける警察用有線電気通信施設の大半は、都道府県財産であります関係上、地方行政委員会が本委員会と連合審査をいたしたいとの意向から、本日連合

審査会開会の決議をいたしましたのであります。この際本委員会といたしまして、地方行政委員会の意向も妥当なものとして認め、衆議院規則第六十条により、本案について地方行政委員会と連合審査会を開くに御異議ございませんか。

○辻委員長 御異議なしと認めましてさよう決します。開会の日時等につきましては、地方行政委員長と協議の上、公報にてお知らせしたいと存じます。

○辻委員長 では時間の都合があまりありますので、請願の続きをいたしたいと存じます。

日程第三、同一市内の市外電話地区改善に関する請願、江崎眞澄君紹介、文書表第四九九号を議題といたします。

○飯塚委員 簡単に申し上げますと、この請願の要旨は、同一市内でありながら市外電話の取扱いを受けている地区があるため、通信上の不便はもとより、その地方産業の発展と市民の福利増進に影響するところ甚大であり、これに文化国家として再建途上、早急にこれが改善されたいというのであります。

○小澤國務大臣 請願の趣旨は十分了承いたしますが、何分本件は多額の資材、資金を要するところ、終戦後毎年度予算は極度に圧縮されるため、都市の発展に即応した施設を適時適切に実施することは困難であり、まことに遺憾の次第であります。能う限り改善し得るよう努力したいと思つてをります。

○辻委員長 次は日程第九、川崎市内の電話交換方式改善に関する請願、白井佐吉君紹介、文書表第八一〇号を議題といたします。

○飯塚委員 現在川崎市は川崎局管内三千九十七、中原局管内三百二十四、溝ノ口管内二百九、登戸局その他管内二百三十四の加入者を有してゐるのであります。これらはそれ／＼交換方式が異なるため、地域より他地域への電話通信に際しては、同一市内でありながら、市外通話の取扱いを受け、一通話に三、四十分或は一時間も要し、ときには通話不能の場合も少くない状況であります。従つて通話連絡は電話の管理が前述のごとき諸地域に分散せられてゐるために、ほとんど麻痺状態にあり、これがために日常業務の能率を極度に低下せしめてをりますから、すみやかに適切な措置をされたいというのであります。

○小澤國務大臣 本件は川崎市内にある四つの交換局間の通話を、現在の市外通話取扱いから市内通話取扱いに変更したための手段として取上げられてゐるものと解しますが、それがためには四局の加入区域を合併すること、または四局相互間の取扱いを待時式から即時式または準即時式に変更する等でありまして、これらは多大の資金、資材を要し、終戦後毎年度の予算は極度に圧縮されつつある現状においては、遺憾ながら早期の実現は困難な状態でありまして、大都市の電話設備の整備については、常に実現するよう努力中であり、また市外線の増設等、通話状態の改善については将来ともに努力したいと考へてをります。

○辻委員長 次は日程第一一、都城、宮崎市間電話地下ケーブル線敷設の請願、淵通義君外四名紹介、文書表第一〇九号を議題といたします。

○飯塚委員 わが国で一番台風被害の多い本県は、毎年必ず数回の風水害により断線し、そのため通信杜絶を来し、非常災害対策を初め、敏速なる連絡措置を行う上に多大の支障を来す現状であります。この非常障害を除去するためには、先般来順次施行されておりました電話線路の地下ケーブル敷設が、福岡より熊本を経て都城市まで完成し、さらに都城市から宮崎市を経て大分県まであるかに仄開いたします。この施設を早急実現せられるようお願いいたします。

○尾形政府委員 現在福岡から久留米、熊本を経て都城市に至り、さらに鹿児島に通ずる地下ケーブル敷設はすでに完成してゐます。また都城市から大分に通ずる電話地下ケーブル敷設は、五年計画の中の一環としてすでに計画され、昭和二十五年の概算予算においてもその一部都城、宮崎間の工費として約八千八百万円を計上し、実現に努力しましたが、予算削減のためやむを得ず昭和二十六年以降に持ち越しとなつた次第であります。以上の通りお申越しの地下ケーブル敷設の施行につきましては、計画はいたしておりましたが、建設資金の制約を受け、予定通りに進行せず、種々御迷惑をおかけしておりますが、今後ともその実現につきましては十分努力いたします。

○辻委員長 次は日程第一三、帯広、札幌間電話回線施設増加促進に関する請願、高倉定助君紹介、文書表第一〇

五八号を議題といたします。

○飯塚委員 札幌、帯広間の電話回線の現状から見まして、現在の四回線を八回線ないし十回線に増加し、輻湊してをりますこの間の電話通信網を完備するとともに、国民の日常生活に必要欠くべからざる電話の利用度を大いに高めて、地方経済文化の振興に御尽力願いたいといふのであります。

○尾形政府委員 帯広、札幌間の電話は非常に輻湊しておりまして、請願の趣旨についても十分了知しており、昨年度以来旭川、帯広間のケーブル化を予算に計上して来ておりますが、何分にも現在の予算においては早期にこれを實現することは困難となつており、本件促進のためには旭川、帯広間のケーブル形成後でないと、實現は困難と思はれますが、できるだけケーブル化を促進し、趣旨に沿いますよう努力いたします。

○辻委員長 次は日程第一四、東北地方の無線通信施設拡充整備の請願、小笠原八十美君紹介、文書表第一一四一号を議題といたします。

○飯塚委員 この請願の要旨は、東北地方の現行無線通信施設に、さらに青森、室蘭間、秋田、函館間、盛岡、山形間をそれぞれ、當時連絡線として施設せられたいといふのであります。

○尾形政府委員 右の件は御趣旨の通り、昭和二十四年十二月一日開通、業務開始の予定で、関係各方面に連絡済みであります。

○辻委員長 次は日程第四、国際無線通信士の待遇改善に関する請願、田淵光一君紹介、文書表第五二一号、日程

第五、同、加藤充君紹介、文書表第五二二号、日程第六、同、松澤兼人君紹介、文書表第六三七号、以上三件を一括議題といたします。

○飯塚委員 この請願の要旨を簡単に申し上げますと、荒廃した施設をもつて国際通信の維持復興に日夜多大の努力を傾注している通信士に対しては、一般職の特別級職を適用し、かつ管理的職階、非管理的職階を問わず、十級職まで昇進の道を開かれないといふのであります。

○尾形政府委員 公務員の給与制度については、同一労働同一賃金の原則にのつとり、職階制の確立を機会に、その職務の複雑、困難及び責任の度合いや、その他の勤務条件に依りて、合理的な給与が支給されるよう、関係方面と連絡して目下着々取運び中でありませんが、なお現行制度のもとにおいても、国際通信関係の職員については特にその重要性が認められる点もありますので、役付職員以外の一般職員に対しては、特に重要な職責にある者は、近く九級職に昇進できる道を考慮中であり

○辻委員長 以上各請願の採決は、慎重を期しますため次会に譲ることといたしました。本日はこの程度にて散会いたします。次会は公報を以てお知らせいたします。

午後三時五十八分散会

昭和二十四年十二月二十一日印刷

昭和二十四年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所